

ロシア特許庁の組織と審査体制

Sojuzpatent
(ロシア特許法律事務所)

Mrs. Victoria Nikitina
(シニア弁護士、ロシア商標
弁理士)



Sojuzpatent は旧ソビエト連邦圏での最古の特許法律事務所であり、50 名以上のロシア特許弁理士、ユーラシア特許弁理士、訴訟弁護士を含む、170 名の有資格者で構成される。Victoria Nikitina 氏は、モスクワ国立法学アカデミーの修士号を有し、2010 年に Sojuzpatent 事務所に入所し、特許、意匠及び商標における侵害訴訟や審判、商標の不使用取消審判、不正競争防止法違反事件などの経験を有する。

【詳細】

1. ロシア特許庁の設置

ロシア特許庁の地位、権限および活動は、2012 年 3 月 21 日付ロシア連邦政府決定第 218 号により認められたロシア特許庁に関する規則（以下、「本規則」）により定められている。

ロシア特許庁は、特許および商標を含む知的財産権の法的保護および活用における管理監督を行う連邦機関である。ロシア特許庁は、ロシア連邦経済開発省に報告を行う（本規則第 1 章 2. ）。

ロシア特許庁長官は、ロシア連邦経済開発相の提案に基づきロシア連邦政府により任命、解任される。

ロシア特許庁長官の下にいる副長官も、ロシア連邦経済開発相の提案に基づきロシア連邦政府により任命、解任される。副長官の数は、ロシア連邦政府により定められている。

2. ロシア特許庁の機能

ロシア特許庁の主たる機能は以下の通りである。

- ・ 軍事用途、特殊用途および軍民両用の科学的研究、開発および技術的作業の成果の経済的および民間転用の過程における国家権益の法的保護

- ・ 連邦予算の予算割当てにより創出された、民間用途、軍事用途、特殊用途、および軍民両用の知的活動の成果の法的保護および使用における管理監督
- ・ 発明、実用新案、工業意匠、コンピュータプログラム、データベース、および集積回路の回路配置の法的保護の分野における国家サービスの提供、ならびに各活動分野における国家サービスの提供

以下に、各分野におけるロシア特許庁の主たる機能を列記する。

(1)ロシア特許庁は、知的財産関連問題について、ロシア連邦政府の決定が必要とされる連邦法その他通達の草案を作成し、ロシア連邦経済開発省に提出する。

(2)ロシア特許庁は以下を実施する。

- ・ ロシア連邦特許弁護士の認証および登録、ならびに特許弁護士の活動がロシア法の規範を遵守することの管理
- ・ 知的財産権の国家登録のための出願の提出および審査、知的財産権の国家登録およびこれに対応する権利証の発行、ならびに知的財産権の有効性に関する行政紛争の審理
- ・ 以下の国家登録
 - 特許、工業意匠、商標、サービスマーク、原産地名称、コンピュータソフトウェア、データベース、および集積回路の回路配置（特許証および証明書ならびにこれらの写しの発行を伴う）
 - 特許、工業意匠、商標、サービスマーク、登録された集積回路の回路配置、コンピュータソフトウェア、およびデータベースの譲渡、ならびに特許、工業意匠、商標、サービスマーク、および登録された集積回路の回路配置の抵当権設定、ならびに前記知的財産権のライセンス
 - ロシア連邦外における独占的技術の使用に関する取引
- ・ ロシア連邦の領域内において商標として使用されているが、法的保護を有しない商標または称呼が、商標としてロシア連邦内で著名であるとの認定を求める申請の検討
- ・ 知的財産権の延長

- ・ ロシア法およびロシア連邦が加盟する国際条約に定めがある場合の知的財産権の失効

(3)ロシア特許庁は、以下を保持する。

- ・ ロシア連邦の発明にかかる国家登録簿
- ・ ロシア連邦の実用新案にかかる国家登録簿
- ・ ロシア連邦の工業意匠にかかる国家登録簿
- ・ ロシア連邦の商標およびサービスマークにかかる国家登録簿
- ・ ロシア連邦における著名商標一覧
- ・ ロシア連邦の原産地名称に関する国家登録簿
- ・ コンピュータプログラムに関する原簿
- ・ データベースに関する原簿
- ・ 集積回路の回路配置に関する原簿
- ・ ロシア連邦に帰属する、軍事用途、特殊用途、および軍民両用の科学的研究、開発、および技術的作業の成果に関する原簿

(4)ロシア特許庁は、以下の情報を公開する。

- ・ 出願された特許、商標、サービスマーク、および原産地名称出願に関する情報、知的財産権の国家登録に関する情報、ならびに発行特許および証明書に関する情報
- ・ 特許、工業意匠、商標、サービスマーク、および原産地名称の有効性、延長、失効、および更新に関する情報
- ・ 譲渡、知的財産権の抵当権設定、契約に基づく知的財産権のライセンス、契約外の知的財産権の移転、ロシア連邦外における独占技術の使用に関する取引の国家登録に関する情報

(5)ロシア特許庁は、知的財産関連問題について、外国の国家機関および国際機関と相互協力する。

世界知的所有権機関（WIPO）との協力は、ロシア特許庁の国際的活動の主たる領域の一つである。現在までに、ロシア連邦は、WIPO が管轄する知的財産分野における以下の国際条約の加盟国となっている。

- ・ 工業所有権の保護に関するパリ条約 – 1965 年 7 月 1 日発効
- ・ 世界知的財産権機関の設立に関する条約 – 1970 年 7 月 26 日発効
- ・ 標章の国際登録に関するマドリッド協定 – 1976 年 7 月 1 日発効
- ・ 標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書 – 1997 年 6 月 10 日発効
- ・ 特許協力条約（PCT） – 1978 年 3 月 29 日発効
- ・ 商標法条約（TLT） – 1998 年 5 月 11 日発効
- ・ 特許手続上の微生物の寄託の国際承認に関するブダペスト条約 – 1981 年 4 月 22 日発効
- ・ 国際特許分類に関するストラスブール協定 – 1976 年 10 月 3 日発効
- ・ 標章の登録のための商品およびサービスの国際分類に関する二一ス協定 – 1971 年 7 月 26 日発効
- ・ 意匠の国際分類を定めるロカルノ協定 – 1972 年 12 月 15 日発効
- ・ オリンピック・シンボルの保護に関するナイロビ条約 – 1986 年 4 月 17 日発効
- ・ 植物の新品種の保護に関する国際条約（WIPO および UPOV による共同運用） – 1998 年 4 月 24 日発効
- ・ 特許法条約（PLT） – 2009 年 8 月 12 日発効
- ・ 商標法に関するシンガポール条約 – 2009 年 12 月 18 日発効

(6)ロシア特許庁は、PCT に従い、国際調査機関（ISA）および国際予備審査機関（IPEA）として機能する。この業務は、2008 年 1 月 1 日に発効したロシア特許庁と世界知的所有権機関の国際事務局（WIPO IB）との間の協定に基づき実施される。この協定の規定に基づき、ロシア特許庁は、ロシア語および英語の出願について国際調査および国際予備審査を実施している。

(7)ロシア特許庁は、ロシア特許庁およびトルコ特許庁（TPI）の調査機関として機能する。

(8)ロシア特許庁は、PCT 出願の受理官庁として機能する。ロシア特許庁は、PCT 第 10 条ならびに PCT 規則第 19 条に従ったロシア連邦の国民または居住者からの PCT 出願を受理する。

ロシア特許庁は、ユーラシア出願を行うロシア出願人のための受理官庁として機能する(ユーラシア特許条約第 15 条(1)(ii))。

(9)ロシア特許庁は、連邦法、ロシア連邦大統領およびロシア連邦政府通達に定めがある場合、知的財産分野におけるその他権限を行使する（本規則第 2 章）。

3. ロシア特許庁の下部組織

ロシア特許庁は、直接的にまたは下部組織である連邦国立公共機関を介して活動を実施する。ロシア特許庁には、以下 3 つの下部組織がある。

- (i) ロシア連邦国立公共機関「連邦産業財産権機関」
- (ii) ロシア連邦国立公共機関「軍事用途、特殊用途、軍民両用の知的活動の成果の法的保護のための連邦機関」
- (iii) ロシア連邦国立高等教育機関「ロシア知的財産国家アカデミー」

4. ロシア特許庁の審査機関による活動

ロシア特許庁における審査機関は、連邦産業財産権機関である。その活動には以下が含まれる。

- ・ ロシア連邦の特許弁護士の認証および登録に関する準備作業の実施
- ・ 特許、工業意匠、商標、サービスマーク、原産地名称、コンピュータソフトウェア、データベース、および集積回路の回路配置に関する出願の受理および審査

- ・ 知的財産権の譲渡、抵当権設定、およびライセンスに関する契約の国家登録ならびに知的財産権の契約によらない移転について提出された書類の受理および審理
- ・ 知的財産権の期間延長に関する申請の審理
- ・ 各種決定の草案の作成
- ・ 登録された知的財産権、提出された出願、および知的財産権について登録された契約に関する官報の発行
- ・ 知的財産権の出願の審査結果として下された決定に対する不服申立または法的保護の無効もしくは早期失効に関する審理
- ・ 国家特許基金および統一自動データベースシステムに基づく、閲覧サービス、書誌検索サービス、および参考情報提供サービス

5. ロシア特許庁の審査機関の組織

ロシア連邦国立公共機関「連邦産業財産権機関」の組織には、以下の部署が含まれる。

(1)以下の課を擁する化学・バイオテクノロジー・医学部

- ・ 冶金産業・機械建設課
- ・ 有機化合物課
- ・ 無機・高分子化合物課
- ・ バイオケミストリー課
- ・ 食品産業・農業課
- ・ 医学・医療技術課
- ・ 医薬課

(2)以下の課を擁する物理・応用力学部

- ・ 鉱業・建設課
- ・ エネルギー課
- ・ 電気工学・通信課
- ・ コンピュータ技術課

- ・ 運輸課
- ・ 繊維・軽工業課
- ・ 計測技術課

(3)以下の課を擁する商標・工業意匠部：

- ・ 商標出願処理課
- ・ 個別化手段登録課
- ・ 工業意匠課
- ・ 商標出願審査課
- ・ 商標出願方式審査・原産地名称出願審査課
- ・ 商標審査調査ツール開発課

(4)全ロシア特許技術文書課

(5)特許紛争審判室

(http://www1.fips.ru/structure_fips/index2.htm)

6. ロシア特許庁に関する統計

2016年に付与された特許数および出願数に関する情報は、2016年ロシア特許庁年次報告書の英語版に記載されている。

2017年1月1日現在、ロシア特許庁の職員は86名で、ロシア連邦国立公共機関「連邦産業財産権機関」の職員は2,091名である。ロシア特許庁の職員に関する情報は、2016年ロシア特許庁年次報告書の英語版の別紙2に記載されている。

7. ロシア特許庁における特許の審査

特許出願の実体審査は、化学・バイオテクノロジー・医学部の審査官により、または、物理・応用力学部の審査官により行われる。出願の技術分野に応じて審査官に案件が割り振られる。

特許出願は、1名の審査官によって審査される。審査官自身が、先行技術調査を実施する。案件を担当する審査官は、自身の判断でオフィスアクションを発行できる。審査官の業務は、その上司が監督する。

審査官の要求により、または出願人の請求により、特許出願審査に際して審査面談を開催することができる。出願人の請求による審査面談は、専門家が、当該審査面談を有用であるとみなす場合のみ実施される。審査面談には、審査官の上司（監督者）および審査官が常に出席する。出願人（または出願人の代理人）は、審査面談に参加することができる。出願の利点について電話で審査官と議論することはできない。審査面談においてのみ出願の利点について議論することができる。電話では、方式上の問題についてのみ審査官と議論することができる。

審査官は、審査結果の結論を作成し、これに署名する。審査結果の結論は、特許付与決定、拒絶決定、および特許出願の取下げ決定に添付される。これらの決定は、権限を有するロシア特許庁の職員により承認および署名される。これらの決定に対して、特許紛争審査室に不服申立を行うことができる。

【ソース】

- ・ロシア特許庁英語ウェブサイト：<http://www.rupto.ru/en>
- ・ロシア特許庁ロシア語ウェブサイト：<http://www.rupto.ru>
- ・ロシア連邦国立公共機関「連邦産業財産権機関」英語ウェブサイト：
http://www1.fips.ru/wps/wcm/connect/content_en/en/main/
- ・ロシア連邦国立公共機関「連邦産業財産権機関」ロシア語ウェブサイト：
<http://www1.fips.ru>

(編集協力：日本技術貿易株式会社)